

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フロー（通所系）

●ポイント サービスがなければ生命の維持が困難な人を事前に把握し、居宅支援事業所を中心に代替サービスを想定・準備しておく

感染症蔓延期の備え

- ・感染症対策の再徹底（健康観察・管理、地域状況把握、マスク等防護・手指衛生・消毒清掃・換気・三密回避）
- ・連絡体制の確認と情報共有（管理者、介護スタッフ、医療職、ケアマネジャー、家族、行政等）
- ・業務継続計画（BCP）準備、衛生・防護用品の確保、出入りの制限・記録、リハビリは留意実施
- ・送迎前に利用者の体温等健康状態の確認

感染疑い発生時

- ・発生と検査結果の情報共有・報告（連絡体制のとおり事業所内・外部ともに実施）
- ・感染確定に備え、スペース・物品の消毒・清掃、他の感染可能性確認

主治医に電話で連絡してPCR検査に繋げる

不在の場合「東京都発熱相談センター」03-5320-4592（24時間365日）

感染疑いの者

PCR検査の実施

結果まで：自宅待機
結果報告：陽性）保健所・区市町村・東京都 及び連絡体制のとおり
陰性）区市町村・東京都 及び連絡体制のとおり

濃厚接触者

PCR検査の実施（検査は濃厚接触者全員に行う）

結果まで：自宅待機
結果報告：陽性）保健所・区市町村 及び連絡体制のとおり
陰性）区市町村 及び連絡体制のとおり

※「濃厚接触者」の定義（発症2日前以降で総合的に判断）

- ・同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- ・感染防護（マスク等个人防护具）なしに診察・看護・介護した者
- ・感染予防（マスク・手指消毒等）なしに目安1メートル以内で15分以上接触があった者
- ・痰・体液・排泄物等の汚染物質（ティッシュ・タオル等）に直接接触れた可能性の高い者

上記の定義に当てはまらない者でも医師が総合的に判断し、必要に応じてPCR検査の実施、上記フローに沿った対応を行う。

陽性

感染疑いの者

濃厚接触者

利用者
原則入院

職員
原則入院

※原則入院となるが低リスクかつ軽症の職員等については自治体の判断に従うこと。

※通所サービス継続については保健所と相談すること。

陰性

感染疑いの者

利用者
在宅療養（有症状期間）
生活に必要なサービス確保

職員
自宅待機（有症状期間）

濃厚接触者

利用者
在宅療養（14日間）
生活に必要なサービス確保

職員
自宅待機（14日間）

※利用者のサービスはケアマネジャーを中心に保健所と相談（短期入所は入所系と同様に対応）

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応チェックリスト（通所系）

●ポイント サービスがなければ生命の維持が困難な人を事前に把握し、
介護事業所を中心に代替サービスを想定・準備しておく

①情報共有・報告

- 管理者等、事業所内（事業継続の判断）
- 医師（主治医）※不在の場合「東京都発熱相談センター」03-5320-4592（24時間365日）
- 家族等
- ケアマネジャー（代替サービスの検討）
- 指定権者（東京都または区市町村）、保険者（区市町村）、保健所※陽性の場合

②消毒・清掃（利用した部屋や共用スペース・物品・車両等）

- 手袋を着用し消毒用エタノール液で清拭、または
次亜塩素酸ナトリウム液で清拭・水拭き・乾燥（次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧は有害・危険）
- 送迎車の換気・消毒

③濃厚接触した利用者・職員の特定（発症2日前以降で総合的に判断）

- 同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- 感染防護（マスク等个人防护具）なしに診察・看護・介護した者
- 感染予防（マスク・手指消毒等）なしに目安1メートル以内で15分以上接触があった者
- 痰・体液・排泄物等の汚染物質（ティッシュ・タオル等）に直接触れた可能性の高い者

④濃厚接触した利用者への対応（PCR検査等）

- 在宅療養14日間（自宅待機時の注意事項（次頁）を確認）
短期入所利用の場合は入所系と同様に対応
- 生活に必要なサービスの確保（保健所・ケアマネジャーと連携）

⑤濃厚接触した職員への対応（PCR検査等）

- 自宅待機14日間（自宅待機時の注意事項（次頁）を確認）

⑥施設出入り者の記録（常時）

- 職員
- 面会者（制限）
- 業者（制限）

【感染確定後の対応】

- 感染職員は休職扱い（休業補償・労災保険の適用等の検討）
- 濃厚接触者の PCR 検査（保健所の指示による）
- 濃厚接触した職員の自宅待機指示
- 濃厚接触した利用者の代替サービスの検討
- 家族等への継続的連絡
- 定期的な医療派遣
- 衛生・防護用品の確保（マスク・エプロン・ガウン・手袋・消毒用エタノール液等）
- 事業継続の判断
- 保健所への報告、区市町村への事故報告書提出

【自宅待機時の注意事項】

1. 感染疑い者と同居者の部屋を分離
2. 世話をする人を限定
3. 家族全員がマスクを着用
4. こまめに手洗い
5. 日中はできるだけ換気
6. 共用部分を消毒
7. 汚れたリネン・衣類を洗濯
8. ゴミは密閉して廃棄

【参考】

- 厚生労働省 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）（令和2年10月15日）
- 厚生労働省 介護現場における感染対策の手引き（第1版）等について（令和2年10月1日）
- 厚生労働省 高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）
- 厚生労働省 ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント（2020年3月1日）
- 厚生労働省 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）（令和2年6月12日健感発0612第1号）
- 東京都福祉保健局 高齢者施設における新型コロナウイルス感染予防～正しい知識とケアの方法で高齢者を守ろう！～（令和2年7月）
- 日本環境感染学会 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第3版）（2020年5月7日）
- 日本環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策（第1版）（2020年4月3日）
- 日本環境感染学会 高齢者福祉施設の方のためのQ&A（2020年3月10日）第2版（2020年5月26日）
- 国立感染症研究所 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年5月29日版）
- 環境省 新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方